

令和4年6月30日  
出入国在留管理庁

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた継続就職活動中 又は内定待機中の方の在留期間の更新について

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた継続就職活動中又は内定待機中の方については、通常認められる期間を超えて、「特定活動」の在留期間の更新を許可してきました。

しかしながら、帰国困難な状況が改善されてきていること等を踏まえ、今後は、以下のとおり取り扱うこととします。

### 1 今後の取扱い

#### (1) 就職活動を行う期間の在留資格「特定活動」を許可されている方

① 就職活動を行う期間が令和5年3月31日までの方  
⇒ 就職活動を行うために必要となる期間に応じて**在留期間の更新が認められます**。

注) 資格外活動の許可を受けることも可能です。

② 令和5年4月1日以降も就職活動を行う方

⇒ **教育機関を卒業後、1年を超える方は、原則として在留期間の更新は認められません**。

#### (2) 内定者が就職（就労を開始）するまでの期間の在留資格「特定活動」を許可されている方

① 令和5年4月30日までに就労を開始する方

⇒ 就労を開始するまでに必要となる期間に応じて**在留期間の更新が認められます**。

注) 資格外活動の許可を受けることも可能です。

② 令和5年5月1日以降に就労を開始する方（又は就労を開始する日が決定していない方）

⇒ **内定後1年を超え又は卒業後1年6月を超える方は、原則として在留期間の更新は認められません**。

### 2 在留期間更新許可申請が認められない方

新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な場合は、令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、「今回限り」として在留資格「特定活動（4か月）」への在留資格の変更が認められます。